

個人向け

申請をすればもらえる（給付）

※国の補正予算成立後に申請が開始されます。

特別定額給付金（仮称）

対象

令和2年4月27日において
住民基本台帳に記録されている人

一人あたりの給付

給付額

10万円

※受給できるのは世帯主とされています。

申請から受け取りまでの流れ

※やむを得ない場合に限り窓口での申請、給付を認めるとされています。

①申請書が届く

②郵送にて申請

郵送された申請書に振り込み口座を記入、
振込先口座の確認書類と本人確認書類のコピーを郵送

②オンラインにて申請

マイナンバーカードをお持ちの方が利用可能

③給付金が振り込まれる

給付方法

▶ 給付金が口座に振り込まれる

申請期限

▶ 郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内
※受付開始日は市町村ごとに決定

窓口

▶ 大月市役所 企画財政課 地域活性化担当

電話番号 0554-23-5011

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※配偶者の暴力により避難している方は、今お住まいの市町村で給付金を受け取る事ができる
措置があります（別途手続きが必要）詳細は別紙をご確認ください。